

※本事業は、県の令和8年度6月補正予算に計上しており、国の「重点支援地方交付金」を活用して実施します。

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」(第6弾) 実施要領

【申請受付期間】

令和8年10月13日(火) ～ 令和8年12月11日(金)

※土日祝日を除く、平日の9時から17時まで

※郵送の場合は12月11日(金)当日消印有効

【申請方法】

提出書類を下記申請先に郵送又は持参にて提出してください。

(郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。)

【申請先】

主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所、商工会又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域
青森商工会議所 支援金事務局	〒030-8515 青森市新町1-2-18	青森市 (浪岡地区を除く)
弘前商工会議所 支援金事務局	〒036-8567 弘前市上鞆師町18-1	弘前市 (岩木地区、相馬地区を除く)
八戸商工会議所 支援金事務局	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	八戸市 (南郷地区を除く)
黒石商工会議所 支援金事務局	〒036-0307 黒石市市ノ町5-2	黒石市
五所川原商工会議所 支援金事務局	〒037-0052 五所川原市東町17-5	五所川原市 (金木地区、市浦地区を除く)
十和田商工会議所 支援金事務局	〒034-8691 十和田市西二番町4-11	十和田市
むつ商工会議所 支援金事務局	〒035-0031 むつ市柳町1-10-25 むつまちなかオフィス1F	むつ市(川内地区、大畑地区、 脇野沢地区を除く)
主たる事業所の所在地を 管轄する商工会		上記以外
青森県商工会連合会 支援金事務局	〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館6階	

【電話相談窓口(フリーダイヤル)】

電話番号 0120-123-029

【留意事項】

書類の到着確認や審査の経過についての個別の問合せはご遠慮ください。

前回申請したことがある場合、前回と同じ申請先に申請してください。

第1版

青 森 県

目 次

1	概要	1 ページ
2	支援金の名称	1 ページ
3	給付額	1 ページ
4	対象者	2 ページ
	要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件	2 ページ
	要件2 事業継続意思要件	2 ページ
5	支援金の申請	4 ページ
	(1) 申請先(支援金事務局)	4 ページ
	(2) 申請受付期間	4 ページ
	(3) 申請方法	4 ページ
	(4) 申請書の入手方法	5 ページ
	(5) 支援金に関する電話相談窓口	5 ページ
6	申請に必要な書類	6 ページ
7	給付の決定	7 ページ
8	誓約事項	8 ページ
※	申請書添付資料一覧	9 ページ

**「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」(第 6 弾)
実施要領**

1 概要

エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス料金支援」の対象外となっている「L P ガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者等に対し、その使用量に応じた支援金を給付する。

2 支援金の名称

中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金 (第 6 弾)

3 給付額

以下の「(1) L P ガス分」の額と「(2) 特別高圧電気分」の額の合計額

(1) L P ガス分

以下の対象期間における「L P ガス」の使用量（青森県内の事業所の使用分に限る。）に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額（ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

対象期間	L P ガスの支援単価
令和 8 年 7 月分、9 月分	1 立方メートル (m ³) 当たり 3 0 円
令和 8 年 8 月分	1 立方メートル (m ³) 当たり 3 8 円

(2) 特別高圧電気分

以下の対象期間における「特別高圧電気」の使用量（青森県内の事業所の使用分に限る。）に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額（ただし、対象期間ごとに算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。また、対象期間ごとに定める上限額を 1 か月当たりの給付額の限度とする。）

対象期間	特別高圧電気の支援単価	上限額
令和 8 年 7 月分、9 月分	1 キロワットアワー (kWh) 当たり 1. 3 円	1 か月当たり 2 6 万円
令和 8 年 8 月分	1 キロワットアワー (kWh) 当たり 1. 7 円	1 か月当たり 3 3 万円

※「L P ガス」

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する「液化石油ガス」をいう。

※「特別高圧電気」

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 2 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「特別高圧」で供給を受ける電気をいう。

4 対象者

申請時点で、青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主*であって、要件1及び要件2のいずれにも該当する者

要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和8年7月分から9月分までの使用があること。※LPガス販売店（電力会社）との間で契約している者に限る

※主に業務で使用されているLPガスが対象であり、主に家庭で使用されている

LPガス（青森県消防保安課が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第6弾）」に基づき料金が減額されているもの）は対象外

※国の「電気・ガス料金支援」の対象である都市ガスや低圧電気、高圧電気は対象外

要件2 事業継続意思要件

申請時点で、青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

※営業実態は、事業所（店舗）単位で判断する

※廃業及び期間の定めのない休業の場合、対象期間中の使用があっても対象外

※「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主」の範囲は、下記①の中小企業者（会社及び個人事業主）又は②に該当する法人

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社及び個人事業主）

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（イ～エを除く）	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ 小売業	5,000万円以下	50人以下

② ①に該当しない団体であって法人格を有する者（中小企業以外の法人）

特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など

ただし、以下の者は対象外となる。

○青森県が予算措置して実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者

- ・タクシー事業継続特別対策事業費補助
- ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助

・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業

- 日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者
- 国、県及び市町村
- 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する事業者並びに当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- 政党その他の政治団体、宗教上の組織若しくは団体及び任意団体
- その他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

5 支援金の申請

(1) 申請先（支援金事務局）

主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所、商工会又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域
青森商工会議所 支援金事務局	〒030-8515 青森市新町1-2-18	青森市 (浪岡地区を除く)
弘前商工会議所 支援金事務局	〒036-8567 弘前市上鞆師町18-1	弘前市 (岩木地区、相馬地区を除く)
八戸商工会議所 支援金事務局	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	八戸市 (南郷地区を除く)
黒石商工会議所 支援金事務局	〒036-0307 黒石市市ノ町5-2	黒石市
五所川原商工会議所 支援金事務局	〒037-0052 五所川原市東町17-5	五所川原市 (金木地区、市浦地区を除く)
十和田商工会議所 支援金事務局	〒034-8691 十和田市西二番町4-11	十和田市
むつ商工会議所 支援金事務局	〒035-0031 むつ市柳町1-10-25 むつまちなかオフィス1F	むつ市 (川内地区、大畑地区、 脇野沢地区を除く)
主たる事業所の所在地を 所管する商工会		上記以外
青森県商工会連合会 支援金事務局	〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館6階	

※前回申請したことがある場合、前回と同じ申請先に申請すること。

(2) 申請受付期間

令和8年10月13日（火）～令和8年12月11日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

※土日祝日を除く、平日の9時から17時まで

（八戸商工会議所は平日の10時から17時まで）

(3) 申請方法

「6 申請に必要な書類」を上記の申請先に郵送又は持参により申請する。

★郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。

★切手（送料は申請者負担）を貼付の上、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず記載すること。

(4) 申請書の入手方法

①県庁ホームページからダウンロード

インターネットで「青森県 中小企業 LPガス 第6弾」を検索

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/r8_lpgas_shien_6dan.html

②以下の場所で申請書を配布予定（10月上旬頃）

- ・県庁正面玄関受付
- ・県の合同庁舎
- ・県内各商工会議所
- ・県内各商工会
- ・青森県商工会連合会

※ 前回（令和8年1月分から3月分まで）の支援金の給付を受けた事業者には、直接申請書を一斉発送する。（10月上旬頃）

ただし、住所変更などにより申請書が届かなかった場合には、上記の方法で入手する。

(5) 支援金に関する電話相談窓口

- ・開設日 令和8年10月5日（月）～令和8年12月11日（金）
- ・開設時間 9時～17時（土日祝除く）
- ・電話番号 0120-123-029

6 申請に必要な書類

P.9「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第6弾）申請書 添付資料一覧」のチェックリストの活用を推奨

- (1) 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第6弾）申請書
（様式1（LPガス）・様式2（特別高圧電気））

※事業所等が複数ある場合は「事業所等が複数ある場合の内訳表」も提出

※様式の台紙に貼付して提出

- (2) 令和8年7月分から9月分までのLPガス又は特別高圧電気の県内事業所における
使用量が確認できる書類

LPガス販売事業者や電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」
「請求書」「使用量通知書」などの写し

- (3) 振込先口座が確認できる書類

申請者名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号
等が記載されている部分）の写し（台紙の使用推奨）

前回（令和8年1月分から3月分まで）の支援金の給付を受けていない場合は、上記に
加えて（4）～（5）を提出すること

- (4) LPガス分について、青森県消防保安課が実施した「LPガス料金負担軽減生活
者緊急支援事業（第6弾）」に基づき11月分等の料金が減額されていないことが確
認できる書類

LPガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」
「使用量通知書」又は「証明書」などの写し

※ 提出書類は、LPガス販売事業所ごとに異なるため、県のホームページを確認
するか、LPガス販売事業者に問い合わせること。

※ 当該書類の発行が間に合わない場合は、家庭用LPガスの料金値引きを受けて
いないことを証明する書類（任意様式）をガス販売店に作成してもらい、添付す
ること。

※ 任意様式は、県庁ホームページに掲載の例示様式を参考に作成すること

- (5) 本人確認書類（個人事業主のみ）

住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の写し（台紙の使用推奨）

※様式の台紙に貼付して提出

（例）運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面（顔写真のある
面）、写真付き住民基本台帳カード、パスポート（住民票の写しを添付）など

※ 裏面（マイナンバーが記載された面）は提出しない。

※ 顔写真等が確認できる書類を提出できない場合は、住民票の写しと健康
保険の資格確認書の写しの両方を提出する。

7 給付の決定

(1) 給付が決定した場合には給付決定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ支援金事務局（各商工会議所または青森県商工会連合会）から申請者に送付する。

(2) 必要な書類が揃ってから 3 週間程度で支援金を給付する。

※本支援金の支給要件を満たさない申請については、原則として、支援金事務局から申請者に申請書等を返却する。

8 誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- (1) 申請時点で、青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続する意思を有していること。

※LPガス販売店（電力会社）との間で契約している者に限る

※営業実態は、事業所（店舗）単位で判断する

※廃業及び期間の定めのない休業の場合、対象期間中の使用があっても対象外

- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。

- (3) 支援金の給付を受けた後で、家庭用として青森県消防保安課が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第6弾）」の値引きを受けた場合は、申請した支援金事務局へ自ら申し出の上、本支援金の返還に応じること。

- (4) 支援金の給付を受けた後で、給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。

- (5) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。

- (6) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。

- (7) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。

- (8) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。

**中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第６弾）
申請書添付資料一覧**

① 〔様式１〕 中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第６弾）申請書（ＬＰガス分）		☐
② 業務用のＬＰガスを使用していることが確認できる書類		
令和８年７月分から９月分までのＬＰガスの使用量が確認できる書類	ＬＰガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】 ※書類には、使用者・使用場所の記載が必要	☐
③ 〔様式２〕 中小企業者等ＬＰガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第６弾）申請書（特別高圧電気分）		☐
④ 特別高圧電気を使用していることが確認できる書類		
令和８年７月分から９月分までの特別高圧電気の使用量が確認できる書類	電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】 ※書類には、使用者・使用場所の記載が必要	☐
⑤ 振込先口座が確認できる書類		
申請者名義の預金通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）【写】を様式の台紙に貼付して提出（台紙の使用推奨）		☐

※ＬＰガス分のみの申請の場合は、特別高圧電気分の申請様式は不要

前回（令和８年１月分～３月分）の給付を受けていない場合は、上記に加えて⑥～⑦を提出すること

⑥ 県が実施する「ＬＰガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第６弾）」に基づき令和８年１１月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類		
ＬＰガス販売事業者が発行した令和８年１１月分等の「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」など【写】 ※提出書類は、県のホームページやＬＰガス販売事業者から確認すること ※当該書類の発行が間に合わない場合は、家庭用ＬＰガスの料金値引きを受けていないことを証明する書類（任意様式）をガス販売店に作成してもらい、添付すること。 ※任意様式は、県庁ホームページに掲載の例示様式を参考に作成すること。		☐
⑦ 【個人事業主のみ】本人確認書類		
住所・氏名・顔写真等が確認できる書類【写】を様式の台紙に貼付して提出（台紙の使用推奨） ※運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面の写しなど ※個人番号カードは顔写真のある面とし、裏面（個人番号が記載された面）は提出しない		☐